

令和4年度における 消費税・間接諸税関係の改正 について

鈴木悠夫

I 消費税関係の改正

一 適格請求書発行事業者登録制度の見直し

1 改正前の制度の概要

① 適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置

令和5年10月1日に施行される適格請求書等保存方式の下では、仕入税額控除制度の適用を受けるために、原則として、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書又は適格簡易請求書（以下「適格請求書等」という。）の保存が必要とされ、課税資産の譲渡等について適格請求書等を交付しようとする課税事業者は、あらかじめ適格請求書発行事業者の登録を受ける必要がある（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」という。）による改正後の消法30、57の2①）。

この適格請求書発行事業者の登録は、課税事業者であることが前提とされており、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には課税事業者となる必要があるため、その登録は原則として課税期間を単位として行うこととなるが、令和5年10月1日の属する課税期間に免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を

受ける場合には、課税期間の途中であっても適格請求書発行事業者の登録を受けた日（以下「登録日」という。）から課税事業者（適格請求書発行事業者）になることができることとされている（以下「適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置」という。）（改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号。以下「旧平成28年改正法」という。）附則44④）。

（注）課税事業者選択届出書を提出して免税事業者から課税事業者となる場合は、原則として2年間は免税事業者に戻ることができないこととされている（消法9⑥）が、令和5年10月1日の属する課税期間において適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用を受ける場合には、こうした制限はない。

また、簡易課税制度の適用を受けようとする者は、原則としてその適用を受けようとする課税期間の開始前に簡易課税制度選択届出書を提出する必要があるが、令和5年10月1日の属する課税期間において適格請求書発行事業者の登